

官報

號外 昭和二十二年三月十一日

○第九十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十五號

昭和二十二年三月十日(月曜日)

午後二時十二分開議

議事日程 第十四號

昭和二十二年三月十日

午後一時閉議

第一 勞働基準法案(政府提出)

第一讀會(前會の續)

第二 稽災救助基金法の一部を改

正する法律案(政府提出)

第一讀會

第三 船員法を改正する法律案

(政府提出)

第一讀會

第四 統計法案(政府提出、貴族

院送付)

第一讀會

第五 恩赦法案(政府提出、貴族

院送付)

第一讀會

第六 參議院議員選舉法の一部を

改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第七 都道府縣及び市區町村の議

會の議員及び長の選舉の期日等

に關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

〔朗讀を省略した報告〕

一、政府から提出された議案は次の通

りである。

昭和十九年度歲入歲出總決算
昭和十九年度特別會計歲入歲出決算
昭和十九年度歲入歲出決算檢査報告

以上三月八日提出
一、議員から提出された議案は次の通りである。

兒童保護に關する建議案

提出者

鈴木周次郎君 小川原政信君

佐伯忠義君

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。〔議事日程第一、勞働基準法案の第一讀會を開きます。質疑を續行いたします。細迫兼光君。〕

一、去る八日常任委員補闕選舉の結果次の通り當選した。
第五部選出豫算委員 木下榮君(駒井藤平君補闕)
第六部選出豫算委員 平君補闕
第七部選出豫算委員 德田球一君(鈴木茂)
第八部選出豫算委員 竹山祐太郎君(林興一郎君補闕)
第九十二回帝國議會政務委員 内閣事務官 鈴岡健四郎

○細迫兼光君 私はこゝに勞働者について最も關係の深い勞働基準法について、若干の質疑を試みたいと思う。次第であります。本法案の上程せらるゝことが決定した旨公報に發表せられたのが、去る三月五日であります。この日を去ること十八年の昔、勞働者のために議會において孤軍奮闘しておられたのが、さきの衆議院議員山本寅吉君が、ちょうどこの日、反動の凶奴の前に、血に染まつて倒れたのであります。そのとき議會は、治安維持法を死刑にまで悪化する。その緊急勅令案を議會に孤軍奮闘、獨り力闘しておつた

第四部選出請願委員 松本七郎君(杉本勝次君補闕)

理事 荒木武行君(理事寺田繁吉君去る七日委員辭任につきその補闕) 理事 川野芳浦君(理事駒井繁吉君去る七日委員辭任につきその補闕)

理事 石原登君(理事坂田道理事 原田芳浦君(理事寺田繁吉君去る七日委員辭任につきその補闕))

一、去る八日理事補闕選舉の結果次の通り當選した。
第一部 諸候委員 松本七郎君(杉本勝次君補闕)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

のであります。今私の前には、共産黨の議員諸君をはじめ、當時彼と陳情をともにして戦つておりました社會黨内の多くの議員諸君が見えるのであります。かれこれ思つて、感慨の無量なものあるを禁じ得ません。（拍手）

吉田總理大臣は御出席になつております。かれこれ思つて、感慨の無量なるものあるを禁じ得ません。（拍手）

吉田總理大臣は御出席になつております。

吉田總理大臣に向つていたされます。もちろん私はむりに即答されようとするのでもない。よく考えて、考えの上、御答辯を頗りたいのでありますから、あえて御出席をこゝで求めようともいたしません。但し、もう二、三日前から、御出席していただきよう的要求はしてあつたのであります。

勞働基準法は、申すまでもなく労働者である生活を營むため、こううたつてあるため一法案には、労働者の人たるに値する生活を營むため、こううたつてあるのであります。そのため労働者のためにこの法律がつくられなければならぬことはもちろん、これの實施運営が、いかに労働者のため、その利益のためといふことによつてなされなければならぬ。すなわちその實施運営について指導するところの政府それ自體が、労働者を愛し、労働者の利益を希う。そういう立場、考えにあらなければならぬのであります。

〔議長退席、副議長著席〕

しかるに境内閑殊に吉田首相は、これに反し、労働者を敵視するその思想を、あらゆるところに露出しておる。

あるいは労働運動の指導者をして不逞の徒と言つたりする、これらもその一例であります。こゝに私が問題に

一例であります。こゝに私が問題に取り上げるのは、去る二月十四日、本會議においてなされました總理の施政方針の演説であります。その末尾において、總理大臣は次のように述べています。

總理大臣は次のように述べています。

吉田元帥は今議會の解散を勧告せられたものと想像する。この發言は二つの遲延ののみならず、媾和條約の時期も遅延するに至ることを恐れるものである。こゝに見るところあつて、マツカーサー元帥は國家經濟再建を低下させることを含んでおる。この國際批判の低下その他のいろいろ悪いことを、労働争議にみなぶつかふせておるといふことを及び来るべき衆議院の解散は、労働争議が頻發するから、マツカーサー元帥が勧告せられたのである、こういうことを言つておるのであります。

ところが今度の議會解散、來るべき總選舉、それはそういう意味のものではない。A.P.通信の東京支局長ラッセル・ブライアンズ氏は、次のとおり書いておる。日本の保守勢力は現在政府

に委ねられておる。外部警察との統一もないので、今まで炭坑の坑口において、その壇一重で警察権が分離される。普通的警察権は坑内に及ばない。普通の警察権は坑内に及ばない。坑内を取締るべき鎌山監督官は、數も少いし、居る所も遠いし、一般の警察権がないので、にらみも利かない。その場をごまかしてしまえば、それで通からこそ、来るべき總選挙には、世界の注目が集まつておるのであります。

かかるに吉田總理大臣は、マツカーサー元帥の議會解散勧告を受取つておられます。世界の常識は、まさにさように来るべき總選挙をながめておる。だからこそ、来るべき總選挙には、世界の注目が集まつておるのであります。

が、もし署長にして公選ができるなれば、ぜひこの工場の労働基準監督官は公選にしなければならない。そういう關係から、内務大臣に對しては、警察官に關する厚生大臣の御所見を承りたいと思ふのである。

次の問題は、厚生大臣の御答辯をお願いいたします。療養の問題であります。療養を受ける限りは、氣持のよい、慈善事業の施療患者のような氣持の悪い待遇を受けたくない。健康保険の患者に對する不親切な、不愉快な取扱い、その原因はたくさん算えることができきます。これに今一々當つておるといふ問題が横たわつておる。すなわち現在在国民健康保険があり、あるいは郵便省は運輸省でもつておる。鐵道省は鐵道省でもつておる。文部省は文部省でもつておる。おのづか独立して、その統一といふものが全然ない。このことが根本的に國民の保険制度を非常にむずかしく、不愉快なものにしておる。現在國民健康保険などは、氣息えん／＼として崩壊の一歩手前に立つておる。國民健康保険の改革、統一問題……。

○副議長(井上知治君) 細追君、簡單

は海運局、内務省の土木出張所、木炭

奉公も、その他の問題であります。

(拍手)

〔國務大臣河合良成君登壇〕

○細追兼光君(續) 國民健康保険の改正の問題の陳情は、全國から殺到しておる。前の議會においても、これは議會として政府に取次いだはすであります。政府は常に研究中だ、考慮中だ、こういうような御答辯であつたのであります。ですが、この健保の統一問題は、その後いかがなつておるか。もう何年も／＼御研究のようでありますので、その研究の經過及びに結果の御報告を承りたいと思うのであります。

次の問題は、厚生大臣及び内務大臣にお伺いをいたします。これはこの法律についての根本的な構構、運営の機構、すなわち監督機關についてお尋ねをいたします。地方自治制度の確立と申合せの時間が経過いたしましたから、簡単に御伺いたしたいのであります。ことは……。

○副議長(井上知治君) 細追君、既に申合せの時間が経過いたしましたから、簡単にお願いいたします。

○細追兼光君(續) 承知いたしました。この問題だけ、おしまいますけれど、申合せの時間が経過いたしましたから、簡単にお願いします。

○國務大臣(河合良成君) たゞいまの部分品をとりかえればこの政治がよくなるかということを知ることがあります。厚生大臣の御意見を承りたいと思う次第であります。

他にもなおお聞きいたしておきたいこともあります。時間の關係上、いろいろな知識も要りますので、公選といふことであるが、その點は、勞働基準法の實施に當りまする監督官を公選に對する第一のお尋ねは、勞働基準

事務所、食糧事務所、地方物價事務局、地方商工局等々、いろいろあがれども、この存續を主張して譲らない。このことは豫算にも現われておるはずであります。が、大村内務大臣の辭職の原因も、こゝらにあるのではないかと思ふのであります。この地方獨立官廳の廢止、地方長官への権限の委譲、これは一體どうなつておるか、内務大臣に御伺いたしたいのであります。このことは……。

○副議長(井上知治君) 細追君、既に申合せの時間が経過いたしましたから、簡単にお願いします。

○國務大臣(河合良成君) たゞいまの部分品をとりかえればこの政治がよくなるかということを知ることがあります。厚生大臣の御意見を承りたいと思う次第であります。

以上をもつて私の質問を終ります。

ところ、商工省あるいは農林省あたりは、全面的にこれに反対して、そこにはあるかという、その責任の所在がは

いたしまして、そこに悪影響のみをあげて、その他をすべて廢止する。こういう方針でおられた

以上をもつて私の質問を終ります。

さういうふうな必要があるというふうに考えております。

第三番目の醫療の問題であります

が、これは基準法直接の關係ではありませんけれども、勤労階級に対する醫療の普及ということは最も要なこと、あります。たゞいま工場におきまするところの健康保險といふものと、それから一般國民に對する健康保險と、この統合をどうしたかというお尋ねであります。これがいろいろ、政府としてこの統合について研究し、特に社會保険制度調査會についても、いろいろ意見を聽いておる次第であります。だんく、物價の情勢の變化に伴いまして、工場における健康保險は、收入の何パーセントという、收入のペーパンページによつて保険料をとつておりまするし、國民健康保險の方は、一人当たりいくらというふうな保険料をとつておりまするので、こういうふうに物價關係、收入關係にいろいろ變化がありますと、だんくと差がはなはだしくなりまして、そうして今これを統合するということは、勞働者を相手としておりまする健康保險の方に、いろいろ影響を及ぼす點もありはせぬかと、いうような點から、たゞいまこの問題の統合といふ點にはむしろ行き惱みの状態にあるといふに考えております。

それから第三の問題は、基準法監督は、これは地方的にやつたがよいじやないか、地方廳に監督の機關をおいた。

たらどうかといふ意味の御質問と拜承いたしますが、この法律では、中央に中心を置きまして、そして地方に勞働基準局というものを設けて、それが直接監督するという建前をとつております。これもいろいろ、一利一害があると思いますが、だんく、勞働基準法の適用といふものの範圍が廣汎になります。労働行政によく精通いたしましたが、これを取扱う方が適當だと思つてあります。御承知のごとく警察官は、かなり専門的な法律であり、勞働の實態や、労働行政によく精通いたしてある規定が、最もこの問題取扱いに適したものと考えます。

第一點につきましては、厚生大臣がお答えしておることでほぼ盡きると思います。御承知のごとく警察官は、労働行政には關與させない方針をとつておられます。のみならず、勞働基準法になり、そうしていろいろ、これに對する問題も起きてくると思いますが、地方廳の一部の仕事とするよりも、専門にこれをやらせる方が、かえつて労働者に對するすべての點において有利なりといふふうに考えまして、直接の方法をとつておる次第であります。(拍手)

(國務大臣植原悦二郎君登壇)

○國務大臣(植原悦二郎君) 細迫君におりました。第一の御質問お答えをいたしました。第一の御質問は、勞働基準法第二百二條による勞働基準監督官の司法警察の職務を、行政警察に取扱わせた方がよろしいと思うが、それはどうかという御意見と思ひます。第二の御質問の趣意は、警察署長等を、地方自治強化のために、むしろ民選にさした方がよろしいじやないかといふ御意見。第三の御質問は勞働基準局を――今日府縣の自治が行われる場合において、中央からの基準局を設置せしむるよりは、むしろそれを縣廳内に統一した方がよろしいではないかといふ御意見です。第三の御質問に對しては、中央政府のいろいろの出張所が地方に出現するのである、こういうものはなるべく地方自治團體の縣廳の中に吸収して、地方自治を強化完成いたした方がよろしい

ではないかという御意見には、主義としては私同意を表するものであります。なるべくさようにできることが、地方自治強化完成の上によろしいことであると考えておりますけれども、この勞働基準局の問題は、きわめて専門的なことであり、國政をなるべく速やかに地方に浸透せしめて、その國政の運用を遺憾なからしむるといふような立場から考えてみますれば、たゞいまのところ、この基準局を地方に設けるということはいたし方のないことで、おいてよろしかろうと考えておるのであります。さよう御承知を願いとうございます。(拍手)

第一點につきましては、厚生大臣がお答えをいたしました。第一の御質問は、勞働基準局を適當な機會に譲ります。○副議長(井上知治君) 總理大臣に対する質疑の答辯は、適當な機會に譲ります。

○細迫兼光君(細迫兼光君登壇) ちよつと簡単に――監督官を公選にしてはいけないという理由に、この監督には殊に専門的な知識が要るからという御答辯であります。もちろん専門的なことも要りますが、それよりもっと大事なことは、勞働者の幸福を護るということであるのであります。あえてそういう専門的な知識は要しない。これは常に労働者と密接な聯絡を保つておれば、この監督は容易であります。勞働者はその専門であります。常に工場その他の、そこで働いておるものでありますから、どこがいけない、どこが危険

だ。こういう事情にあるということは、常に非常によく知つてゐる。私は、常に非常によく知つてゐる。私は何も専門家ではありませんが、どこの炭鉱のどこら邊に裸線が通つておる。どこの工場のどこの設備が非常にあります。御承知のごとく警察官は、勞働行政には關與させない方針をとつておられます。のみならず、勞働基準法の実態や、労働行政によく精通いたしてある規定が、最もこの問題取扱いに適したものと考えます。

第二の御質問の、警察官を民選にしたらどうか。この御意見は、一面においては、かなり専門的な法律であり、勞働の實態や、労働行政によく精通いたしてある規定が、最もこの問題取扱いに適したものと考えます。

第三の御質問は、監督官を公選にしてはいけないという御意見です。第三の御質問に對しては、中央政府のいろいろの出張所が地方に出現するのである、こういうものはなるべく地方自治團體の縣廳の中に吸収して、地方自治を強化完成いたした方がよろしい

ではないかといふ御意見には、主義としては私同意を表するものであります。なるべくさようにできることが、地方自治強化完成の上によろしいことであると考えておりますけれども、この勞働基準局の問題は、きわめて専門的なことであり、國政をなるべく速やかに地方に浸透せしめて、その國政の運用を遺憾なからしむるといふような立場から考えてみますれば、たゞいまのところ、この基準局を地方に設けるということはいたし方のないことで、おいてよろしかろうと考えておるのであります。さよう御承知を願いとうござります。(拍手)

第一點につきましては、厚生大臣がお答えをいたしました。第一の御質問は、勞働基準局を適當な機會に譲ります。○副議長(井上知治君) 總理大臣に対する質疑の答辯は、適當な機會に譲ります。

○細迫兼光君(細迫兼光君登壇) ちよつと簡単に――監督官を公選にしてはいけないという理由に、この監督には殊に専門的な知識が要るからという御答辯であります。もちろん専門的なことも要りますが、それよりもっと大事なことは、労働者の幸福を護るということであるのであります。あえてそういう専門的な知識は要しない。これは常に労働者と密接な聯絡を保つておれば、この監督は容易であります。勞働者はその専門であります。常に工場その他の、そこで働いておるものでありますから、どこがいけない、どこが危険

思うが、その點についてはどう考えられるか。

なお次の點は最低賃金制であります。スライディング・スケールの問題

については、國民協同黨の秋田大助君が質問されましたから、私はそれを省

が質問されましたが、なおスライディング・スケールをやるについては、最低賃金制を

實施するについては、適正な生計費指數というものがなければならない。し

かに昨年の秋以来今年の一月までの

大争議の間で、政府は信頼するに足る統計を一つも出していない。しかも隣組を通じて配付した官報の號外には、

何と言っているか。一部の統計を労働組合が利用して、賃金の要求を出して

いるもしそれが悪ければ、なぜ政府の方で信頼するに足る生計費指數を出

してみせないか。そういう點の用意が

あるかどうか。それがなければ、スライディング・スケールというものは結構だから、賃金委員会においてそのよう

が言われたところが、これは問題にならないのである。この點の用意ありや否や。

第四には休業手當のことでありま

す。第二十六條に、資本家の責に歸すべき事由によりて發生したる休業にお

いては、土建業の労働者のごときは、天候が悪いときには就業ができない。そうするとその日の賃金はもらえない。だが

ら苦から日本では、土方殺すには刃物はいらぬ、雨の十日も降ればよいということになつてゐるのであるが、アメリカでは、土建労働者が天候が悪くて就業ができない場合にも、ちゃんと賃金に相當する手當を拂うようになつてきりますが、なおスライディング・スケールをやるについては、最低賃金制を實施するについては、適正な生計費指數というものがなければならない。し

かに昨年の秋以来今年の一月までの

大争議の間で、政府は信頼するに足る統計を一つも出していない。しかも隣組を通じて配付した官報の號外には、

何と言っているか。一部の統計を労働組合が利用して、賃金の要求を出して

いるもしそれが悪ければ、なぜ政府

の方で信頼するに足る生計費指數を出

してみせないか。そういう點の用意が

あるかどうか。それがなければ、スライ

ディング・スケールといふものは結

構だから、賃金委員会においてそのよ

うにさせるべく努力しますと厚生大臣

が言われたところが、これは問題にな

らないのである。この點の用意ありや

否や。

第四には休業手當のことでありま

す。第二十六條に、資本家の責に歸すべき事由によりて發生したる休業にお

いては、土建業の労働者のごときは、天候が悪いときには就業ができない。そう

するとその日の賃金はもらえない。だが

ら苦から日本では、土方殺すには刃物

はいらぬ、雨の十日も降ればよいとい

うことになつてゐるのであるが、アメ

リカでは、土建労働者が天候が悪くて就業ができない場合にも、ちゃんと賃

金に相當する手當を拂うようになつて

きりますが、なおスライディング・スケ

ルをやるについては、最低賃金制を

實施するについては、適正な生計費指

數というものがなければならない。し

かに昨年の秋以来今年の一月までの

大争議の間で、政府は信頼するに足る

統計を一つも出していない。しかも隣

組を通じて配付した官報の號外には、

何と言っているか。一部の統計を労働

組合が利用して、賃金の要求を出して

いるもしそれが悪ければ、なぜ政府

の方で信頼するに足る生計費指數を出

してみせないか。そういう點の用意が

あるかどうか。それがなければ、スライ

ディング・スケールといふものは結

構だから、賃金委員会においてそのよ

うにさせるべく努力しますと厚生大臣

が言われたところが、これは問題にな

らないのである。この點の用意ありや

否や。

次に八時間労働制の問題であります

上團體契約でとつたものであり、また

単位企業の工場なり經營なりにおいて

は、どこの國においても、この労働組

合の事務所といふものは、必ずその官

会において、幣原國務大臣は、労働者を決して八時間制とは言わないものである。この労働八時間制といふもの

を、決して八時間制とは言わないもの

ありますが、その點について述べるこ

とはやめまして、たゞ第九十一臨時議

會において、幣原國務大臣は、労働者

は組合の力をもつてクローズド・ショ

ップなどを要求している。しかしそのた

めに職災者や引揚同胞諸君は、就業の機会を失われてしまふ、こういうふうに

言わされました、拘束八時間労働制を

労働組合の團結の力によつて闘い取る

ならば、それだけ多くの失業者、職災者や引揚同胞諸君をも含めて、これに

就業の機會を與えることができるのです

あります。故にこの實効八時間制を拘束八時間制にかえることは、今日のよ

うにあらゆる意味での失業者が多いと

厚生大臣は御存じでありますよう

が、一度は、労働者のその責に歸すべからざる事由により發生したる休業においてはと、そういうふうにもう一度改める必要があるのであります。そ

うの點について厚生大臣はどう考えるの

であるか。そうでなければ、今日のよ

うな休業状態、資材が足りない、いろ

いろな原料が足りないというときには、賃金が非常に實質上少くなる。ど

うしてもこゝは、労働者の責に歸すべ

からざるといふふうに改むべきである

と思います。

農林省の役人が執務室に労働組合運動

をやる、あるいは官廳の一部に組合の事務室をもつておるというようなこと

が生れる數十年前から、労働組合が自分たちの旗印として、これを用いてい

る。吉田首相は「赤旗を掲げておるが、これが労働組合の事」であります。

また支那の古い漢字を見

るといふふうに改むべきである

ことです。しかし、これは中國の

農林省の役人が執務室に労働組合運動

をやる、あるいは官廳の一部に組合の事務室をもつておるというようなこと

も言わないだらうと思います。そこで

これは椎熊君がういうことを言わされたので」「これからが質問です。(笑聲)こ

ういうことをやるのがいかぬから、こ

れが質問です。私は、その點について質問するの

ところばかりでなく、その經營の方

に入れるばかりでなく、その經營の方

を、また二・一ストについて、椎熊君は

言わされました。また二・一ストについて、椎熊君は

りまわすとわれくの方を向いて言わ

れましたけれども、農林大臣を兼任さ

れた吉田首相は農林省官吏は赤旗で迎

えただといふのも、これはやはり理由が

あることであつて、労働者を敵視する

よろな年頭言を発表されるからです。

吉田首相は一國の首相として、こうい

う聲明を出されて、直ちに對處しなけ

ればならぬといふ態度をとられなかつ

たか、吉田首相は労働組合に出掛け

て、厚生大臣はどういう態度をとられなかつたか、吉田首相は労働組合に出て行つて、膝をつき合せて、こういう命令

が出たからやめなければならぬといふことを懇談したかどうか。ちょうどそ

れをやつて、たゞあの命令が出たときに、われく共產主義者は、直ちに全員手を通じて労働組合に出かけたときであつて、なかなか、こういう事態が起つたのであります。元來赤旗といふもののは、共產黨だけの旗ではないのですがあります。(笑聲)日本では、共產黨が生れる數十年前から、労働組合が自らの旗印として、これを用いていました。吉田首相はそれをちつともやめなきつたものは共產黨以外にないのであります。吉田首相はそれをちつともやめなきつたことを證明した。これをやめなきつたことを證得しました。これをやめなきつたことを證得しました。これをやめなきつたことを證得しました。これが労働組合の事

である。吉田首相はそれをちつともやめなきつたことを證得しました。これをやめなきつたことを證得しました。これが労働組合の事

である。吉田首相はそれをちつともやめなきつたことを證得しました。これが労働組合の事

少し其座席について言ふ場合には、椎一はたしてその事實があるかどうか。當熊君もよろしく事實を確めてやるべき、局はこれを嚴重に監視すると言つておられる。「脱線々々」と呼ぶ者あり) である。八時間労働制について、今度政府が審議會の案になかつたものを審議で加えた。(つまり官公吏を除外するという規定である。これは實際警察及び刑務所においては、四十八時間、三十六時決收容者に對し、たつた十三人の看守がついておる。三十六時間勤務が續くので行き届かない。收容者が不平を言ふ。それがたび々起つてくるあの脱走事件の原因である。なぜ官吏だけ餘計な時間を働くせなければならぬのか。むしろ政府としてこういう法律を出す以上は、政府みずからが、自分の使用している從業員に對して、まず嚴格に四十八時間制を布くべきである。その模範を示すべきが當然である。閣議においてこうすることをやる。しかも四十八時間も連續勤務をやらせる。そのうちに他のウイーウ。デー、他の労働日において、この四十八時間勤務のものをやり直しをする、埋戻を一番こゝでは酷使しようといふとになつておる。閣議でこういう改正をしている。これではいけない。つまり官に第五條の強制労働の禁止のことあります。が、先日新聞にも監獄部屋がなおあるということを言つておる。

所においては、四十八時間、三十六時間といふような勤務がよくあるのであります。大阪監獄において、千三百名の未決收容者に對し、たつた十三人の看守がついておる。三十六時間勤務が續くので行き届かない。收容者が不平を言ふ。それがたび々起つてくるあの脱走事件の原因である。なぜ官吏だけ餘計な時間を働くせなければならぬのか。むしろ政府としてこういう法律を適用するかどうかと言つたときに、資本家代表が、これを土建業の假小舎に適用されませんなどといふことを言つた。こうすることをするから、土建業の宿舍取締規則があつたところで、いつまで経つたつてこの監獄部屋がある。はたして労働基準法を通達させるにあつて、政府はこれをもつて監獄部屋をいかに取扱つもりであるか、その點を併せて答辯願いたい。

なお次に監督機關の問題であります。が、これは委員會においても、労働側委員及び中立の若干の委員は、労働監督官制度ではなくて、労働監督委員が、これは委員會においても、労働者に、閣議においてこうすることをやる。しかも四十八時間も連續勤務をやらせる。そのうちに他のウイーウ。デー、他の労働日において、この四十八時間勤務のものをやり直しをする、埋戻を一番こゝでは酷使しようといふとになつておる。閣議でこういう改正をしている。これではいけない。つまり官に第五條の強制労働の禁止のことあります。が、先日新聞にも監獄部屋がなおあるということを言つておる。

が、今度は災害補償保険制度が強制的になるはずである。資本家は自己の負担において災害補償をしなければならないから、進んではいるわけでもあります。が、労働者には、これは一文も掛出ないとすれば、災害補償の掛金は労働者にかけるかどうか。この厚生年金については、今日まで掛金率が非常によく高い、労働者の苦痛とするところである。名前は厚生年金であるけれども、どういうあうに使つてきたかといふと、先年までたまつておつた十二億圓といふもので、ほかでもない、軍事公債を買つた。そういうふうに大藏省で運用しておるのであります。ところが今度は名目賃金が上るために、昭和二十二年度には、二十億圓乃至二十五億圓の掛金を労働者はかけられるが、なぜ掛け金率を下げるのか。またこれを一體どこで運用するのか。現に大藏省と厚生省とは、これを自分で握つて運用しようと思つて、しきりに争つておる。今までの大藏省のやり方といふとくらば、一億圓餘の豫算をこのためにとるのですが、労働監督官制度にしてもらいたいということを極力主張したのであります。聞くがごとく、この労働基準法をこのためだけを元のまゝに止めておこうとする。これがを延ばそうとする、労働者の待遇だけを元のまゝに止めおこうとする。これはやらずに、たゞ労働時間だけを延ばそうとする、労働者の待遇だけを元のまゝに止めおこうとする。

最後に、この労働基準法は、戰争の私に對する御質問は、今後産業界が非常な不況になりまして、失業者が非常に多くなつてくる、従つて折角できたこの労働基準法を適用する人たちの数がはなはだ減るのではないか、かかる場合にどうするというお尋ねのようでありました。これはお話をのように、折角私がはついた二瀬の炭鉱でも、半分水道になつて、その中でびちやく働いておる。こういう状態において、切羽で働いておる時間が少いということになつておりますが、これをたゞ時間をおつておられます。が、これについて

私の質問したいことは、一九二一年のワシントンにおける國際労働會議において、日本を代表する資本家代表武藤山治氏は、八時間労働制は日本の實情に適しないから、これをもう少しつつてもらいたい。日本だけは除外してもいい。國際労働會議において、断えずこれが繰返されてきた。何年経つたらこれができるか。遂に今度の戰争の終るまで、日本では八時間労働制といふものに適しないから、これをもう少しつつてもらいたい。日本だけは除外してもいい。國際労働會議において、断えずこれが

○志賀義雄君(續) 最後です。労働關係調整法を通すときに、附帶決議——これは自由黨及び進歩黨から出された附帶決議であります。が、なるべく速やかに労働基準法を上程し、實施すべしということを決議されておる。しかしもう少しあつたがよいと言えば、これは結局いつまで経つてもやられないことになる。むしろ今これをやつて、どんなん労働生産制を高めるために、資本家の方が生産設備を整え、それに主力を注ぐならば、問題は解決するのである。それをやらずに、たゞ労働時間だけを延ばそうとする、労働者の待遇だけを元のまゝに止めおこうとする。

○國務大臣石橋湛山君登場) これは自由黨及び進歩黨から出された附帶決議であります。が、なるべく速やかに労働基準法を上程し、實施すべしということを決議されておる。しかしもう少しあつたがよいと言えば、これは結局いつまで経つてもやられないことになる。むしろ今これをやつて、どんなん労働生産制を高めるために、資本家の方が生産設備を整え、それに主力を注ぐならば、問題は解決するのである。それをやらずに、たゞ労働時間だけを延ばそうとする、労働者の待遇だけを元のまゝに止めおこうとする。

○國務大臣(石橋湛山君) 志賀君からのお話のとおりであります。が、この労働基準法をつくりまして、これを適用し得る人たちがはなはだしく減るといふようなことが起ります。むろん大變であります。さようなことにいたさないよう、われ／＼努力して

おるわけでありまして、しばく申す
ように——それありますから財政の
處置としましても、むろんインフレと
いうものに十分注意をしなければなら
ぬから、財政の均衡はどこまでも確保
する手段をとりますが、同時にいわゆ
る、あらゆる生産要素のフル・エンブ
ロイメントをはかるようになりますが、
政府の一番の眼目である、そのため
ならば、どんな犠牲でも拂う。かよう
に申しておるわけであります、どう
ぞ御諒承を願います。

(國務大臣河合良成君登壇)

○國務大臣(河合良成君) たゞいま志
賀君から、各條項にわたりまして御質
問がありました。こまかいことは委
員會で御説明いたしましたが、ごく大略
だけここで御説明いたします。

第一番の失業保険との關係につきま
しては、先ほどの答辯で御諒承願いた
いと思います。それから第二番目の解
雇手當の豫告期間を、三十日を三箇月
にしたらどうかという御意見であります
したが、これは日本の現在の産業狀
態、從來の慣行等を考えまして、三十
日がころあいなりと考て原案をつく
つた次第であります。

それから第三番目の最低賃金制につ
きまして、年計費の指數の用意がある
かというお尋ねであります。これは
政府においても著々調査をいたしてお
ります。しかし御承知の通りに、たゞ
いま小賣物價を捕捉するということが、

非常に困難であります。なかく思
ることであります。二十六條では、「使
用者の責に歸すべき事由による休業の場
合」と書いてあります。それを志賀君の御意見では、勞働者の責
と申します。一つのお考えだと
思いますが、勞働關係以外の事
項につきまして、使用者に責を負わせ
ることが、たゞいまの状態において適
當でないと考える次第であります。
その次の問題は、拘束八時間である
か、實働八時間であるか、拘束八時間
にしたらどうかというお話であります。
たが、これも日本の現在の勞働狀態及
び從來の狀態から考えまして、最低限
度をきめるのであるから、實働八時間
が適當であろうといふ。現状に即した
考え方によつて決定したものであります。
公聽會その他の意見を聽きました
が、飯場といふとも、寝泊りをします
以上は、寄宿舎の適用があると解釋
いたします。

それまた官公吏について除外例を設け
たことに關しての御意見がありました
が、これは官公吏の職務は、全面的に
公益に關係しますがゆえに、時間に
ついて例外を設けなくてはならぬ臨時
的の必要が起きることがときくあります。
し、末端の市町村その他につきまし
ても、災害が起きましたような場合に
は、救濟事業その他いろいろの必要が
起るのであります。こい場合には、
臨時の必要に應じて例外を設けること
が、實情に即したことと思ひます。し
かしながらこれによつて、決して官公
吏を一般の労働者以上に過重な勞働に
服させようという氣持は、もちろんも
ちませんから、そういう場合には、適
當な方法で、できるだけその埋合せを
やるということを考えなくちやならぬ
と思つております。

なおその次に第五條の強制勞働につ
いてのお尋ねであります。今日は強
制勞働はほとんどないと思つております
が、もしありましたならば、嚴重に
取締りをいたすつもりであります。
それから寄宿舎について、土建の飯
場のごときは、この法の寄宿舎の適用
があるかという御質問と承りました
が、飯場といふとも、寝泊りをします
以上は、寄宿舎の適用があると解釋
いたしました。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議
に御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと
認めます。よつて動議のごとく決しました。

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊
急動議を提出いたします。すなはちこ
の際日程第六及び第七の兩案を繰上げ
一括上程し、その審議を進められんこ
とを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議
に御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと
認めます。よつて日程の順序は變更せ
られました。

日程第六、參議院議員選舉法の一部
を改正する法律案、日程第七、都道府
縣及び市區町村の議會の議員及び長の
選舉の期日等に關する法律案、右兩案
を一括して第一讀會の續を開きます。

委員長松川昌藏君。

第六、参議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第七、都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一、参議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月六日

委員長 松川 昌藏

衆議院議長山崎 猛殿

報告書

一、都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月六日

委員長 松川 昌藏

衆議院議長山崎 猛殿

〔松川昌藏君登壇〕

○松川昌藏君 たゞいま上程に相なりました參議院議員選舉法の一部を改正する法律案並びに都道府縣及び市區町村の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案につき、委員會の經過並びに結果について御報告申し上げます。

まず議案の内容について御説明申します。参議院議員選舉法は、第九

十一議會を通過成立しまして、去る二月二十四日に公布實施せられて現行法と相なつたものであります。しかるに衆議院議員選舉法と参議院議員選舉法とは、ひとしく國民の選舉に關します法規でありますけれども、この兩者の間には、著しく選舉運動その他の手續に關しまして相違する點があるのです。

従つてこれを一致せしむるため、本改正案が提出せられたのであります。

改正の第一點は、現行法におきましては、立候補届出以前の選舉運動は禁止せられていなかつたのであります。

改正是においては、これを禁止することにいたしました。第一

二點は、同様に戸別訪問が自由であつたのであります。戸別訪問を禁止することにいたしたのであります。

第三點は、選舉運動の費用は無制限であります。第三點は、選舉運動の費用は無制限であります。第三點は、選舉運動の費用は無制限であります。

第四點は、選舉運動の費用は無制限であります。第四點は、選舉運動の費用は無制限であります。

第五點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第六點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第七點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第八點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第九點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第十點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第十一點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第十二點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

第十三點は、法定の選舉運動費用が超過いたしました場合においては、その議員候補者の當選を無効として、選舉人その他より裁判所に對して、選舉運動をなすことを禁止いたしました。

は、從來の無料郵便物の制度を改正いたしまして、議員候補者一人について一千円の額にするつもりであるかといふ質問に對しましては、大體府縣におきましては、大體府縣においては五萬圓くらいを適當とする。

次に都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案は、新憲法の發效期であります。本年五月三日以前に、地方議會の選舉及び長の選舉を終了せしめる目的で、任期の満了せざる議員の任期を來る四月二十九日限り満了せしめて、四月三十日においてすべての選舉を實行せんとするために、改正せられたのであります。

なお委員會における質疑應答の三、三を御紹介申し上げます。第一は、各種の選舉の法規が難然として統一いたしておらないのであるから、それらの選舉法を統一する意思がないかといふ質問であります。政府はこれに對しまして、理想としてはすぐれた構造であるが、現下の選舉運動は、政治の教育あるいは訓練等によつて、これを鍛え上げべきものであつて、あまり制限することはよろしくないのであるが、今日におきましては、この趣旨の制限をすることが、現下の選舉運動の趣旨は、政治の教育あるいは訓練等によつて、これを鍛え上げるべきものであつて、あまり制限することはよろしくないのであるが、今日におきましては、この趣旨の制限をすることが、現下の選舉運動において適當であるうと考えるという答辯でありました。さらくにボスターの制限等におきましては、新人の進出する餘地がふさがれるではあります。

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて兩案の第二讀會を開くに決しました。

○山口臺久一郎君 直ちに兩案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議はありませんか。

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

右につきまして、委員會は三月五日開會いたしまして、委員長並びに理事の互選をいたしました。さらに六日に委員會を開きまして、前記のごとき質問應答を繰返しだのあります。よつて質疑を終了いたしました。

次に、その點がありますが、これは省略いたしました。

二、三の點がありますが、これは省略いたしました。

七萬五千圓くらいを適當とする。衆議院議員選舉の場合においても、大體同様であるという答辯があつたのであります。

次に、選舉費用が非常に多くかゝります。

参議院議員選挙法の一部を改正する法律案

第二讀會(確定議)

都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する

法律案

○副議長(井上知治君) 別に御發議も

ありません。第三讀會を省略して兩案とも委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手)

○山口臺久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなはちこの際日程、四及び第五を繰上げ、逐次上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

日程第四、統計法案の第一讀會を開きます。法制局長官入江俊郎君。

(指定期制調査)
第三條 指定期制調査を作成するための調査(以下指定期制調査といふ)は、この法律によつてこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、この法律によつてこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

第四條 政府が全國民について行う人口に関する調査で、統計委員会で指定し、その旨を公示したものには、命令でこれを定める。

(國勢調査)

第五條 統計委員会は、必要と認めた場合に、調査実施者は、その調査に關し、左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。但し、

第六條 統計委員会は、必要と認めた場合に、調査実施者は、その調査に關し、左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。但し、

第七條 指定期制調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に關し、左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。

(指定期制調査の承認)

第八條 指定期制調査以外の統計調査を行ふ場合には、調査実施者は、その調査に關し、前條第一項

は、その調査に關し、前條第一項

は、第一号に掲げる事項を統計委員会に届け出なければならない。

第九條 統計委員会は、必要と認めたときは、左に掲げる事項を行つて、命令でこれを定める。

(統計委員会の権限)

第十條 指定期制調査の事務に從事する

人である場合には、その法定代理

人又は理事その他法令の規定によ

り法人を代表する者が、本人に代

する義務を負う。

(統計委員会)

第十一條 前條第一項の統計官又は

同條第二項の公共團體の吏員は、

その意に反して、その職務を免ぜ

られ、又は他の職務に轉ぜしめら

れた場合には、統計委員会に、そ

の事情を述べることができる。但

し、別に勅令で定める場合にはこ

の限りではない。

第十二條 前項の場合には、統計委員会

は、その事情を審査し、これに対

する意見を、統計官については、

その者の本屬長官に、統計官以外

の者については、その者の進退に

関する権限を有する者に述べるこ

とができる。

(統計事務職員)

第十三條 政府は、その行う指定期

統計調査の事務に從事する

者は、統計官に補せられた者に限る。

れた者が、營業に關して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治產者である場合又は法人である場合には、その法定代理

人

又は

人

第十條 指定期制調査に關する事務に從事する

者

は、統計官に補せられた者に限る。

の職員は、その職務を行うのに適

当な特別の資格を有する者でなければならぬ。

ればならない。

統計官に關し必要な事項並びに

前項に掲げる者の範囲及び資格

は、統計委員会の意見を聞き、命

令でこれを定める。

統計委員会の承認を得たとき

は、第一項及び第二項に定める者

以外の者をして指定期制調査の事務に從事せしめることができる。

第十一條 前條第一項の統計官又は

同條第二項の公共團體の吏員は、

その意に反して、その職務を免ぜ

られ、又は他の職務に轉ぜしめら

れた場合には、統計委員会に、そ

の事情を述べることができる。但

し、別に勅令で定める場合にはこ

の限りではない。

第十二條 前項の場合には、統計委員会

は、その事情を審査し、これに対

する意見を、統計官については、

その者の本屬長官に、統計官以外

の者については、その者の進退に

関する権限を有する者に述べるこ

とができる。

(統計調査員)

第十三條 政府は、その行う指定期

統計調査の事務に從事する

者は、統計官に補せられた者に限る。

計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(実地調査)

第十三條 第十條第二項、第二項及び第四項並びに前條に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合は、その職務を示す証票を示さなければならぬ。

第十四條 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の團體の祕密に属する事項については、その祕密は、保護されなければならない。

第十五條 何人も、指定統計を作成するためを集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

(結果の公表)

第十六條 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。但し、統計委員会の承

認を得た場合には、これを公表しないことができる。

(経費の補助)

第十七條 指定統計調査のために、公共團體の支出した経費については、統計委員会の意見を聞き、予算の範囲内において、國庫が、その全部又は一部を補助する。

第十八條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

(罰則)

第一項の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者。

第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の申告をした者。

第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第六條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第七條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第八條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第九條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十一條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十二條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十三條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十四條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十六條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十七條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十八條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第十九條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十一條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十二條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十三條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十四條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十六條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十七條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十八條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第二十九條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十一條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十二條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十三條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十四條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十六條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十七條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十八條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第三十九條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十一條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十二條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十三條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十四條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十六條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十七條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十八條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第四十九條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第五十條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第五十一條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第五十二條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

第五十三條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。

はその他の團體の祕密に屬する事項を、他に漏し、又は借用したとされたが、統計委員会が、その國情に承認を得た場合の外集計され五千円以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が、統計委員会の承認を得た場合の外集計され五千円以下の罰金に処する。

○政府委員(入江俊郎君) たゞいま上程せられました統計法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この統計法案は、かねてわが國情に適する正確な統計を整備いたしますこと

とが、國の基本的施策に科學的な基礎を與えるために、また聯合國はじめ世界各國の正しい理解と信頼を得るために、特に重要であると認めまし

て、昨年八月内閣に設けました統計制度改革に關する委員會の答申の趣旨に基いて、わが國統計の改善發達をはかります。

第一項に掲げる者以外の公務員又は職務上前二項の事項を知り得た

公務員であつた者が、同項の行為をしたときもまた同項の例によ

ります。

○副議長(井上知治君) 質疑の通告があります。

○松本七郎君登壇

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私は日本社會黨を代表

いたしまして、たゞいま上程になりま

した統計法案につき、ごく簡単に若干

の質問を行いたいと存ずるのであります。

○副議長(井上知治君) 質疑の通告があ

ります。

○松本七郎君 私は日本社會黨を代表

いたしまして、たゞいま上程になりま

した統計法案につき、ごく簡単に若干

の質問を行いたいと存ずるのであります。

たというがどきは、わが國統計の不備を遺憾なく暴露したものであります。かゝることは頻發いたしますならば、結局遂にはわが國の信を外に失うる結果になることをおそれるのであります。

敗戦日本を、まつたく新しい平和国家として再建し、一日も早く外國の信用をから得るために、日夜努力をいたさなければなりません。今日ほど、眞實にして、しかも迅速な統計の必要切なるものはないのであります。また外の動向に鑑みましても、統計の重要な性は將來いよ／＼増大することは明白であります。世界經濟は、恒久平和の實現を目的に、いよ／＼計畫性を必要としております。特にわが國のごとく缺乏經濟のもとにおきましては、綿密な總合計畫を絶対に必要とするのであります。いやしくも計畫の樹立には、統計の眞實性が絶対必要條件であることは、今さら申すまでもないのであります。

これを要するに、五月三日新憲法の

實施を機会に、新しい日本が満足せんとするときには、あたりまして、統計の完備を期して本法案が提出されましたことは、まことに意義深いものと申さればなりません。それゆえにわれくある活動は望めません。速やかに職務を果して本法案の所期の目的を達成されんとするのであるかといふことに關しましては、政府がいかなる具體策をもつて本法案の実現をおこなおうとしているものであ

ります。こゝに私は、統計の眞實性と迅速性を確保する上に必要と思われます。かゝることを頻發いたします。

第一は、統計事務に携わる職員及び調査員についてであります。いかに統計法を整備し、その機構を完備いたしましても、結局統計の眞實性を確保し得るや否やは、末端の統計事務に從事する職員及び調査員の能力いかんにかかつておるのであります。官廳その他の團體が現在公表せる統計と事實との間に、はなはだしい誤差のあることは、周知の事實であります。これは職員、調査員が統計知識に缺けていると

思はれておるのであります。官廳その他には、はなはだしい誤差のあることは、周知の事實であります。これは職員、調査員が統計知識に缺けていると、調査事務が重複しているというような状態を、速やかに改善しなければならぬと思うのであります。これが具體的に對するいかなる具體策を考えられられるか。

第二は、職員、調査員の再配置と優遇策についてであります。現在の統計事務といふものは、まるで隠居仕事のような状態におかれています。これ

が全國的な通弊となつてゐるのであります。かゝる状態では、とうてい活氣ある活動は望めません。速やかに職員、調査員の再配置と優遇策を講じなければ、本法の目的を達することは絶対不可能と思うのであります。が、これ

が對策につきまして、いかなる構想をもつておられるか、御説明を願いたいと思うのであります。

第三に、調査事務整理の具體的方策が不統一であり、また、たとえば内務省と司法省、商工省と農林省とで調査事務が重複しているというような状態を、速やかに改善しなければならぬ方策を伺いたい 것입니다。

第四は、統計委員會の性格についておられておりません。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

ます。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

ます。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

ます。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

ます。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

ます。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

ます。私は、小學校の児童教育においても、これを適當に取扱うならば、たゞに統計思想の普及に役立つのみならず、教育技術の面から見

育して、統計思想を普及發達せしめた
いと考えておる次第でござります。(拍
手)

〔政府委員入江俊郎君登壇〕

○政府委員入江俊郎君登壇　お答え申し
上げます。統計事務職員及び調査員の
再教育の重要性につきましての御意見
は、まことに御同感でございます。政
府といたしましては、官吏その他公務
員につきまして、常にその知識経験を
豊富にし、時勢の進展に對應せしめる
ことの必要を痛感しております。公
務員制度改革の一項目として、
目下内閣の行政調査部におきまして研
究中であります。特に國策の基盤た
るべき統計事務に關しては、その重要
性に鑑みまして、適當な方法を速急に
實施したいと考えております。たとえ
ば、將來におきましては、再教育のた
めに統計に関する専門の教育施設のご
ときを設けたいと思つておりますけれ
ども、これは直ちに實現しがたいの
で、さしあたりは講習會等の方法によ
りまして、できる限りこの再教育に
努めたいと考えております。

次の統計事務職員及び調査員の再配
置の問題であります。統計事務職員
に適材をあげまして、これを適所に配
置するといふことの重要なことは、
もちろんであります。なかなか全國
一齊に行うセンサス的の統計、たとえ
ば、今年度行う豫定になつておりますが、
國勢調査、經營調査、工

場統計、作物統計等につきまして
は、統計職員の現在の配置は決し
て満足すべきものではないのであります。
いま統計事務職員が隠居的仕事で
あるというふうなお話がありました
が、確かにそういう面も否定できない
のであります。また統計事務職員が、
経験が比較的浅いとかわらず、や
る重要な職務を擔任するというよう
なことがありますので、これらの點
はできるだけ速やかに是正していきた
いと考えております。なおこの再配置
を十分ならしめるためには、やはりそ
れだけの待遇も必要であります。
さて、統計技術者は他よりも高い給與が
与えられておるとも聞いておりますけ
れども、日本では現在むしろその逆で
あるというふうな面もありますので、
將來は豫算の許す限り優遇していきた
いと考えております。

第三の、統計調査の重複の除去の點
であります。これはまことにごもつ
ともであります。本法は、統計調査に
よつて眞實を申告する義務を國民に課
しておるのであります。一方にお
いて、いたずらに煩雜な調査によりま
じまして、雙方の性格をもつておるも
のと御承知願いたいと考えておりま
す。さらに統計局とどういう關係にあ
るかという點でございますが、統計委
員會も、統計局も、ともに内閣總理大
臣のもとに屬する行政機關であります
が、統計委員會は、重要統計に關す
る企畫、行政各部の行う統計に關す
るということは、嚴にこれを避けねば

ならないであります。そこでこの法
律でも考えておりますが、内閣に設
けました統計委員會におきましてこれ

て満足すべきものではないのであります。
だいま統計事務職員が隠居的仕事で
あるというふうなお話がありましたが
して、これはでき得る限り完全な再配
置をはかりたいと思つております。た

まに明瞭ならしめる必要を感じまし
た。目下官制についても、その點を明
らかならしめるような改正の手続きを
進行中であります。かような次第であ
りますから、統計局と統計委員會と
は、おのゝその所を得て相補うので

あります。一般的國民が統計の何たるか
を十分理解いたしまして、その統計の
實施に喜んで協力するといふ態勢をつ
くることはきわめて必要であります。
政府におきまして、十分この趣

旨におきまして、統計思想の普及啓發
に努めたいと考えております。まあ
さしあたりといたしましては、統計
法實施を機會といたしまして、ラジ
オ等によりまして、十分その趣旨を徹
底し、また先ほどお話をございま
したように、學校教育の面におきま
して、権限の重複等のことはな
いと考えております。

さらには地方における統計機構をどう
するかという點でございますが、現状
におきましては、統計の體系を統一的
に整備いたしまして、將來の發達の基
礎を立てるということが當面の必要で
ありますから、さしあたりは、地方
統計委員會とか、あるいは特別な地方
統計機構といふものも考えておりませ
んけれども、しかし委員會とまでいき
ませんでも、何か地方統計會議といふ
統計思想の普及啓發に努めたいと考
えている次第であります。以上お答
申し上げます。(拍手)

○副議長(井上知治君) これにて質疑
は終了いたしました。本案の審査を付
託すべき委員の選舉についてお詫びい
たします。

○山口喜久一郎君 本案は議長指名十
八名の委員に付託せられんことを望み
ますならば、それもよからうと考え
おりまして、大體そいつたような方
向にもつていきたいと考えておるので
あります。

最後に、一般國民に對して統計思想

の普及啓發についてどう考へておるか
といふお尋ねでござりますが、お話を
聽いておられる方の國民が統計の何たるか
を十分理解いたしまして、その統計の
實施に喜んで協力するといふ態勢をつ
くることはきわめて必要であります。
政府におきまして、十分この趣
旨におきまして、統計思想の普及啓發
に努めたいと考えております。まあ
さしあたりといたしましては、統計
法實施を機會といたしまして、ラジ
オ等によりまして、十分その趣旨を徹
底し、また先ほどお話をございま
したように、學校教育の面におきま
して、権限の重複等のことはな
いと考えております。

さらには地方における統計機構をどう
するかという點でございますが、現状
におきましては、統計の體系を統一的
に整備いたしまして、將來の發達の基
礎を立てるということが當面の必要で
ありますから、さしあたりは、地方
統計委員會とか、あるいは特別な地方
統計機構といふものも考えておりませ
んけれども、しかし委員會とまでいき
ませんでも、何か地方統計會議といふ
統計思想の普及啓發に努めたいと考
えている次第であります。以上お答
申し上げます。(拍手)

○副議長(井上知治君) これにて質疑
は終了いたしました。本案の審査を付
託すべき委員の選舉についてお詫びい
たします。

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第五、恩赦法案の第一讀會を開きます。司法大臣木村篤太郎君。

第五 恩赦法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

恩赦法案

恩赦法

第一條 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については、この法律の定めるところによる。

第二條 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三條 大赦は、前條の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦の定めた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。

第四條 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第五條 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第六條 減刑は、刑の言渡を受けた者に対する政令で罪名は刑の種類を定めてこれを行ひ、又は刑の言渡を受けた特定の者に対するこれを行う。

第七條 政令による減刑は、その政令に特別の定のある場合を除いては、刑を減輕する。

特定の者に対する減刑は、刑を減輕し、又は刑の執行を減輕する。

刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかゝらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、又、これとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八條 刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、これを行わない。

第九條 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対する政令で要件を定めてこれを執行し、又は特定の者に対してこれを執行する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者に対しては、これを行わない。

第十條 復権は、資格を回復する。

復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

第十一條 有罪の言渡に基く既成の效果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

第十二條 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、検察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出があつた者に対してこれを行うものとする。

第十三條 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、司法大臣は、検察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を送付し、これを本人に下付させなければならない。

第十四條 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

監獄法の一部を次のよう改正する。

第六十四条中「裁可狀」を「特赦狀、減刑狀若クハ刑の執行ノ免除狀」に改める。

○國務大臣木村篤太郎君登壇

○國務大臣(木村篤太郎君) たゞいま上程に相なりました恩赦法案の提案理由を御説明申し上げます。

現行憲法におきましては、恩赦は天皇の大權事項でありまして、從つてその方式、效力及び手續等は、勅令の恩赦をもつて定められておるのであります。しかしに改正憲法は、内閣が恩赦を決定し、天皇は内閣が決定いたしましたところの恩赦を認識することと改めて、新たに刑の執行の免除を規定いたしております。しかして恩赦は司法権に基く裁判の効果を動かすものであり、また恩赦の恩恵を受けるかどうかということは、國民の権利に重大な關係があるところでありますので、恩赦の方式、效力等基本的事項は、法律をもつて規定いたすのを相當と考え、この法律案を提出した次第であります。

この法案が現行恩赦令と異なるおもな點は、一、恩赦の新たな種類として刑の執行の免除を加えたこと、二、大赦、特赦及び復権の三種の恩赦は、刑の言渡しを受けた者のみでなく、刑の免除の言渡しを受けた者に対するものであります。その内容は、ほど現行恩赦令と同様であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御協賛あらんことを希望いたします。(拍手)

○副議長(井上知治君) 質疑の通告が

あります。これを許します。森三樹一君。

〔森三樹一君登壇〕

○森三樹一君登壇

恩赦法上程の御説明に對して、社會主義者を代表いたしまして、數點にわたつて質問を試みたいたしまして、法律をもつて恩赦法を規定することとなると、從來の勅令が、新憲法の施行によりますと、まことに當を得たものであると考えます。犯罪者の救済は、起訴猶豫、また起訴猶豫をされないで、訴訟されました者は、これに對して執達猶豫の恩典があります。また執行猶豫の恩典をこうむらなかつた者は、假出獄あるいはまたこの恩赦によつて救濟されるのであります。犯罪者といえども、その犯罪は憚みましても、それをなし得ることとしたこと、三、この法律は恩赦に關する基本的事項のみを規定することとし、詳細な手續規定は施行政令に譲ることとしたのであります。そのほかの點につきましては、その内容は、ほど現行恩赦令と同様であります。何とぞ慎重御審議の上、その犯罪の範囲を擴大せられてはどうかということを司法大臣に質問いたしたいのであります。從來の恩赦の例を見ますと、政治犯であるとか、あるいは經濟犯であるとかいうような犯罪に

多く恩赦が行われておるよう、われわれは見ておるのであります。競馬法違反であるとか、鉢砲火薬取締法違反であるとか、警察犯處罰令違反とか、かような小さな犯罪によりまして、罰金三十圓あるいは五十圓に處せられたような者が、軽微な犯罪であるからといつたのであります。しかも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されない以上は、一生前科者として取扱はれないのであります。

第三點といつたとして、本法案には

大赦、特赦、復権の効果を規定いたしました。本法の第三條、第五條、第十條には、大赦、特赦、復権のそれらの効果を規定いたしてあります。本法の第十一條には、「有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて更されるとはない。」と規定されてゐるであります。これは從来も問題であつたのであります。たゞ恩赦によつて大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権がなされたといつてしまつても、既成の効果は變更されないのだ、すなわち一旦納めた罰金は戻してもらえるものでありますし、あるいはまた復権をいたしましても、何年何月復権をいたしたという事實を、本籍地役場の犯罪名簿に記載するだけでありまして、抹消するのではありませんから、興信所あたりが行つてそれを調べますと、いつくいかなる犯罪をしたかといふことが、やはり載つておるのであります。一般的の人々は恩赦令が出ますから、復権の手續をとる方法がないのであります。一概の人々は恩赦令が発布されただのであります。これがによつて復権をすべき手續をとる方法がないのであります。一概の人々は恩赦令が出ますから、復権の手續をとる方法がないのであります。それで調査いたしますと、犯罪者本人の本籍地の役場におきまして、犯罪名簿に記載してあるその身分證明書をもつてくれば復

権の手續をしてやると司法當局は言つてあります。一般的の人々はそうした細かい手續を知らないのであります。従つて私は恩赦令が發布になりますと同時に、司法當局におかれましては、できるだけその恩赦に沿うことにつたのであります。しかしも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されないのであります。しかしも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されないのであります。しかしも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されないのであります。

第三點といつたとして、本法には大赦、特赦、復権の効果を規定いたしました。本法の第三條、第五條、第十條には、大赦、特赦、復権のそれらの効果を規定いたしてあります。本法の第十一條には、「有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて更されるとはない。」と規定されてるのであります。これは從来も問題であつたのであります。たゞ恩赦によつて大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権がなされたといつてしまつても、既成の効果は變更されないのだ、すなわち一旦納めた罰金は戻してもらえるものでありますし、あるいはまた復権をいたしましても、何年何月復権をいたしたという事實を、本籍地役場の犯罪名簿に記載するだけでありまして、抹消するのではありませんから、興信所あたりが行つてそれを調べますと、いつくいかなる犯罪をしたかといふことが、やはり載つておるのであります。一般的の人々は恩赦令が出ますから、復権の手續をとる方法がないのであります。一概の人々は恩赦令が発布されただのであります。これがによつて復権をすべき手續をとる方法がないのであります。一概の人々は恩赦令が出ますから、復権の手續をとる方法がないのであります。それで調査いたしますと、犯罪者本人の本籍地の役場におきまして、犯罪名簿に記載してあるその身分證明書をもつてくれば復

権の手續をしてやると司法當局は言つてあります。一般的の人々はそうした細かい手續を知らないのであります。従つて私は恩赦令が發布になりますと同時に、司法當局におかれましては、できるだけその恩赦に沿うことにつたのであります。しかしも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されないのであります。しかしも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されないのであります。しかしも本人から恩赦を請求するにいたしましても、その刑罰そのものが、種類を限定して恩赦令を出しておつた關係上、その令恩赦の内容にこうした微細な犯罪を指定されないのであります。

第三點といつたとして、本法には大赦、特赦、復権の効果を規定いたしました。本法の第三條、第五條、第十條には、大赦、特赦、復権のそれらの効果を規定いたしてあります。本法の第十一條には、「有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて更されるとはない。」と規定されてるのであります。これは從来も問題であつたのであります。たゞ恩赦によつて大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権がなされたといつてしまつても、既成の効果は變更されないのだ、すなわち一旦納めた罰金は戻してもらえるものでありますし、あるいはまた復権をいたしましても、何年何月復権をいたしたという事實を、本籍地役場の犯罪名簿に記載するだけでありまして、抹消するのではありませんから、興信所あたりが行つてそれを調べますと、いつくいかなる犯罪をしたかといふことが、やはり載つておるのであります。一般的の人々は恩赦令が出ますから、復権の手續をとる方法がないのであります。一概の人々は恩赦令が発布されただのであります。これがによつて復権をすべき手續をとる方法がないのであります。一概の人々は恩赦令が出ますから、復権の手續をとる方法がないのであります。それで調査いたしますと、犯罪者本人の本籍地の役場におきまして、犯罪名簿に記載してあるその身分證明書をもつてくれば復

